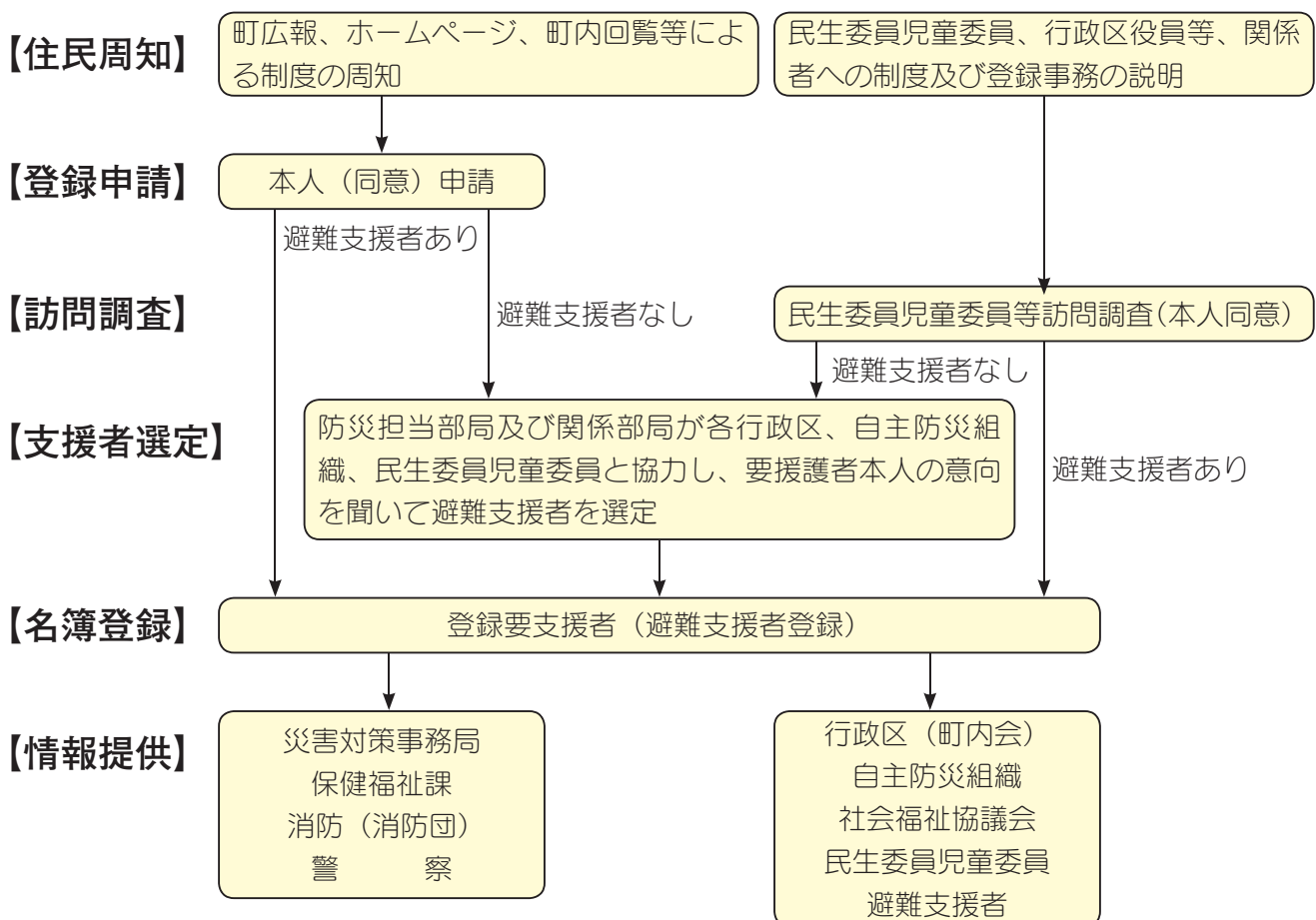


### 3 登録の手続き

- **本人が、直接保健福祉課（ゆめりあ内）に登録申請書を提出する。**
  - ・避難支援等関係者へ、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意し、申請書に必要事項を記入して提出してください。なお、自分で避難支援者が見つけれない場合は、登録申請の時に申し出てください。
- **民生委員児童委員等の訪問調査により登録申請書を記入し提出する。**
  - ・民生委員児童委員または介護支援専門員が、対象者の家を訪問しますので、登録を希望する場合は、避難支援等関係者に個人情報を提供することに同意し、必要事項を記入してください。
  - ・民生委員児童委員と相談しても、避難支援者が見つけれない場合は、後日行政区や町内会等の協力をいただき、避難支援者を選定することとします。

#### 登録手続きの流れ



### 4 登録・問合せ

- 登録申請書の提出先 **保健福祉課介護・福祉グループ（ゆめりあ内）**  
☎ 72・2000
- 避難支援制度の問合せ先 **災害対策事務局**  
☎ 76・2131

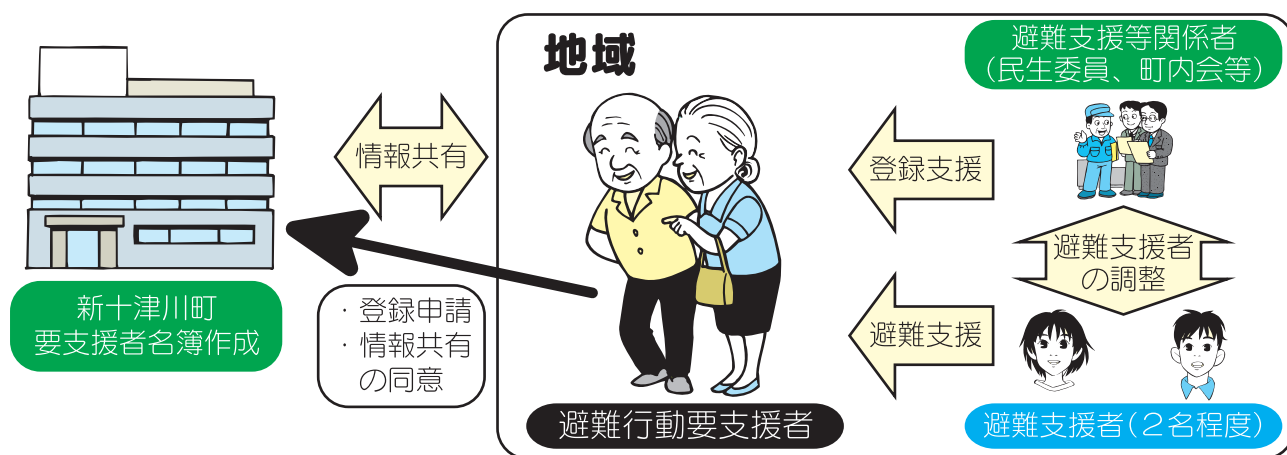
# 災害時避難支援制度登録のお知らせ

## —大切な命を守るために—

新十津川町では、災害時に自分で避難することが困難な高齢者や障がい者の方（避難行動要支援者）の、避難情報の伝達、安否確認、避難所への避難が、迅速かつ安全に行われるための体制づくりを進めています。

地域において、災害時に避難の支援を希望される方、また避難の支援をしていただける方の登録をお願いしています。

### 災害時避難支援制度の仕組み（イメージ図）



## 1 登録の対象者

災害時において、地域での支援を希望する方で、支援を受けるために必要な個人情報を避難支援等関係者や避難支援者に提供することに同意していただける方です。

- 1 75歳以上のひとり暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯
- 2 介護保険における要介護認定区分が要支援以上の方
- 3 寝たきりまたは認知症高齢者と認められる方
- 4 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級または2級の方
- 5 療育手帳の交付を受けており、障害の程度がA判定の方
- 6 精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証の交付を受けている方
- 7 特定疾患医療受給者証の交付を受けている方
- 8 上記に準じる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる方

## 2 避難支援者について

- 1 避難支援者は、地域の方で、災害時に避難情報を伝えたり、安否確認や避難の誘導を支援していただく方です。
- 2 災害時には、避難支援者の方も被害に遭っている可能性があります。また避難支援は、ボランティア精神に基づき支援をしていただくものですので、災害時での支援を必ずしも保証するものではなく、法的な責任や義務を負うものではありません。